

## 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(骨子)

### 1.改正の趣旨

厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法の改正措置を踏まえ、私立学校教職員共済法による長期給付について、所要の改正を行う(年金改革関連法案)

### 2.改正事項

#### (1)基礎年金拠出金に対する国庫補助率の引上げ(第35条関係)

基礎年金拠出金に対する国庫補助率(現行3分の1)の引上げについて、平成16年度から着手し、平成21年度までに2分の1に引き上げる。

#### (2)育児休業者等への配慮措置の拡充

##### 育児休業による掛金免除期間の延長(第28条関係)

次世代育成支援の観点から、育児休業中の掛金免除期間(現行は子が1歳に達するまで)を3歳に達するまでの期間まで延長する。

##### 育児休業終了後の標準給与の見直し(第22条関係)

育児休業終了後も子を養育するため、就業時間の短縮等によって給与が低下した場合に掛金負担が過大とならないよう、復職後の給与により掛金の基準となる標準給与を決定し直す。

#### (3)70歳以上の教職員等に係る年金の支給調整措置の導入(第25条の3関係)

70歳以上の在職者については退職したものとみなして年金を満額支給している現行制度を見直し、賃金と年金の合計額が高い場合(48万円以上)には、年金の支給調整を行う。

#### (4)その他所要の改正

上記の他、準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う規定整備等を行う。

## 準用する国家公務員共済組合法の改正事項

### (1)年金額の改定方法の見直し

年金額については、賃金及び物価の変動割合を基準として、毎年度、政令で改定する。なお、給付調整期間においては、当該変動割合に公的年金被保険者数の減少割合等を加味して給付の伸びを調整する(厚生年金並びの給付水準の調整措置)。

### (2)在職中の年金の見直し

60歳台前半における在職中の年金額の一律2割の支給停止措置を廃止する。

### (3)退職共済年金の支給の繰り下げ

65歳からの退職共済年金について、自らの引退年齢を選択できるよう、支給開始年齢を繰り下げて受給できる仕組みを導入する。

### (4)3歳未満の子を養育する者に係る年金額算定の特例

養育による就業時間の短縮等に伴う標準給与の低下によって年金額が不利とならないよう、低下前の標準給与で年金額を算定する。

### (5)年金分割制度の導入

離婚等をした場合に、当事者の合意等に基づき、婚姻期間中の共済年金を分割できることとする。

被扶養配偶者が離婚等をした場合には、その者の請求により、被扶養配偶者であった期間(第三号被保険者期間)の年金を分割できることとする。

### (6)障害年金制度の見直し

障害基礎年金と退職共済年金又は遺族共済年金との併給を可能とする。

### (7)遺族年金制度の見直し

遺族配偶者自身の退職共済年金を優先支給し、従来の遺族共済年金の水準(退職共済年金の4分の3)との差額を遺族共済年金とする仕組みに改める。

子のない若齢期の遺族配偶者に対する遺族共済年金について、5年間の有期給付とする。

### (8)その他所要の改正